

戦直後の日本といった衣食住さえも満たされない状況であることが多い。実際に、経済学者の中でも現在の日本に貧困は存在しないと考える人も少なくないであろう。しかし、欧米諸国では、貧困を当該社会の枠組みの中であらえなおし、人々がその社会の一構成員として機能するためには、社会の規範的生活水準から一定の範囲内の生活水準が必要であるという概念が主流である。この違いは、絶対的貧困と相対的貧困の概念の違いともいえる。絶対的貧困とは、人々が生活するために必要と思われる生活水準を時間や空間を超えて絶対的に(固定して)設定し、それを欠けている状態を示す。絶対的貧困概念を適用した最も著名な例は、先に挙げた Rowntree(1901など)であり、ここでは労働力として「健康と労働能力を維持するための、最低消費食料」(藤本, 1985)を貧困線として設定している。また、国連などで用いられる1日1人当たり1ドルといった基準も絶対的貧困基準の例である。絶対的貧困基準は、必ずしも低い生活レベルで設定される必要はないが、衣食住といったBHN(Basic Human Needs)ともいえる最低限の生活水準で設定されることが多く、発展途上国を含めた国際比較によく用いられる。日本の一般市民が「貧困」としてイメージしやすいのも、この絶対的貧困の概念に近い。一方、相対的貧困は、人々が社会の中で一構成員として機能するためには社会の規範的生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づく。例をとると、人々が日本の現代社会において職を得、人々と交流をし、家族を形成していくためには、ただ単に衣食住が満たされているというだけではなく、就職活動などの社会生活に恥ずかしくない身なりをし、電話などのコミュニケーション手段にアクセスでき、親戚や友人の冠婚葬祭に出席して祝儀を出すなどの社会的活動ができる生活水準が必要であるということである。絶対的貧困と相対的貧困は、どちらかが優れているというわけではなく、お互いを補完する概念であり、貧困を語る際には両者を考慮する必要がある。しかし、先進諸国においては、絶対的貧困(特に低レベルにおいての)が満たされているという認識から、相対的貧困概念を用いることが多い。日本における生活保護法の最低生活費(保護基準)も、1984年より水準均衡方式をとっており、一般国民の消費水準の一定割合になるように設定されているため、相対的貧困基準といえる。本稿でも、国際的潮流にならって、相対的貧困の概念を用いて議論をすすめることとする。

III 日本の貧困率の推移

近年における日本の相対的貧困率の推計は、いくつかの研究で行われている(山田, 2000; 駒村, 2005; Förster & Mira d'Ercole, 2005; 橋本・浦川, 2006; 阿部, 2006a等。貧困率推計の既存研究については、中川, 2002が詳細にレビューしているの参照されたい)。2006年7月に経済協力開発機構(OECD)が発表した『対日経済審査報告書』は、日本の貧困世帯率(全世帯の中に占める貧困世帯の割合)がOECD諸国の中でアメリカに次ぐ第2位であると報告し、これはマスメディアにも大きく報道された。しかし、国際比較よりも重要なのは、一貫した定義とデータで日本の貧困線を見た時、それがどのようなトレンドであり、どのような人々が貧困状況におかれているのかを問うことである。このような観点から、まず、貧困のトレンドをみると、これらの研究は共通した結論を出している。すなわち、日本の貧困率が過去20年間に於いて上昇傾向にあるということである(図1)。貧困率は1980年代から徐々に上昇し始め、1990年代後半にピークを迎えているようである(2000年以降については、データが少なく確認できない)。比較的に長いスパンで貧困率を追っている阿部(2006a)の推計によると、1984年から2002年の18年間に、社会全体の貧困率は10.05%から14.80%まで上昇している。ここで用いられた貧困線の定義は、世帯員すべての所得を合算した世帯所得を世帯員人数で調整した上で、その中央値(平均値ではない)の50%を貧困線とし、調整済世帯所得が貧困線を下回る時、その世帯に属する世帯員全て(子どもも含む)が貧困であるというものである。ちなみに、阿部(2006a)が用いた2002年の貧困線は、1人世帯では141万円、4人世帯では282万円(年間所得)であった。この数値は、相対的貧困概念に則って計算されており、人々が一般的な生活を送るために必要な最低限の所得と考えていただきたい。ちなみに、本稿においては、他の記述がない限り、この方式で求められた貧困率を用いる。

諸外国においては、子どもの貧困率上昇の大きな要因として、母子世帯の増加が挙げられており、日本においても、有子世帯に占める母子世帯の割合が4.8%(1989年)から6.5%(2001年)に上昇していることが報告されている(阿部・大石, 2005)。このような世帯構造の変化は、少なからず貧困率の悪化をもたらしつつある。

第三の要因は、人々が市場から得る所得(市場所得)の変化である。OECDの『対日経済審査報告書』は、日本における非正規労働者の割合が10年間に19%から30%以上に増加し、パートタイム労働者の時間当たり賃金は平均してフルタイム労働者の40%にすぎないことを背景に、このような低賃金で働く労働者や無職業者の増加が貧困率を押し上げる要因となっていると指摘している(OECD, 2006a)。貧困率は、可処分所得(市場所得から税や社会保険料を引き、年金や児童手当などの社会保障制度からの現金給付を足したもの。市場所得を再分配前所得、可処分所得を再分配後所得とも呼ぶ)を用いて計算されるが、これは、もともとの市場所得で計算された貧困率に、社会保障と税制度の貧困削減(または増加)効果を加えたものである。第四の要因として考えられるのが、この社会保障と税制の貧困削減効果の減少である。通常であれば、これら制度が貧困削減の機能をもつはずであるので、可処分所得で計算する貧困率は、市場所得で計算するものより低くなる。税制も累進制が高い場合は、防貧機能をもつこともあるが、特に、貧困削減効果が大きいのが社会保障制度である。日本の社会保障制度には、引退後や障害を負ったとき、生計の担い手を失ったときなどの生活を補助する公的年金制度、職を失ったときの所得を補填する雇用保険、そして、最低生活を保障する生活保護制度が存在するが、これらの制度が複合的に担う防貧機能が低下すると、貧困率は上昇する。

これら四つの要因が、近年の貧困率の上昇に、それぞれ、どれほど寄与しているのかについて明快な答えは出されていない。しかし、部分的な分析はなされているので、ここで紹介したい。阿部(2006a)は、1980年代後半から2000年初期の貧困率の上昇を、高齢者(60歳以上)分、壮年者(20-59歳)分、子ども(20歳未満)分に分解した結果、高齢化に起因する貧困率の上昇は限定的であると結論付けている。むしろ、この期間の上昇に一番大きく寄与しているのは、市場所得の変化(悪化)であった。1990年から2002年の間に、高齢者の市場所

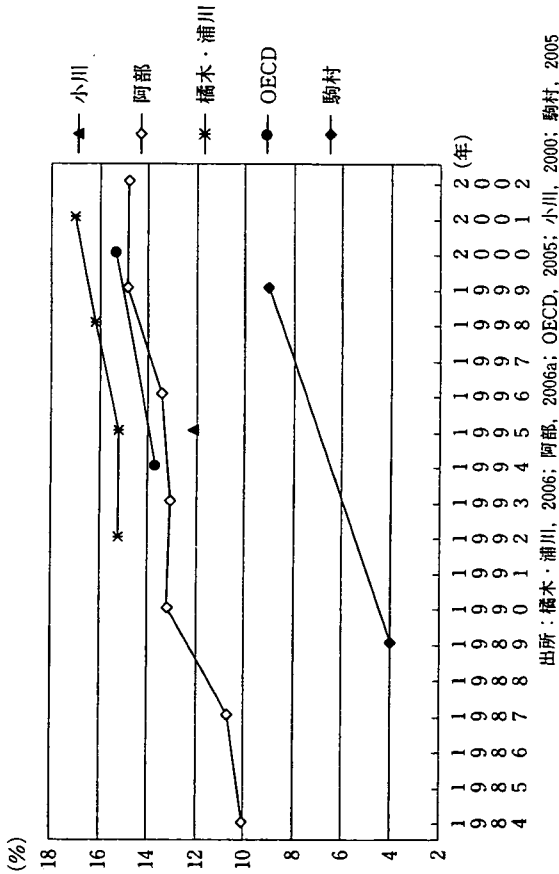


図1 貧困率の推計(1984-2002年)

IV 貧困率上昇の要因

不況時に貧困率が上昇するのは直感的に納得できるが、日本の近年の貧困率の上昇は好景気の期間においても続いている。それでは、日本の貧困率を上昇させている要因は何なのであるか。まず、最初に念頭に浮かぶのが高齢化の影響である。後節で詳しく述べるが、日本の高齢者の貧困率は他の年齢層の貧困率に比べ群を抜いて高い。そのため、人口に占める高齢者の割合が増え、社会全体の貧困率が上昇してしまう。かつて、所得格差についての議論においても、格差拡大の一部が高齢化によって説明できるとの議論があったが(大竹, 2005)、それと同じ議論が貧困についてもあてはまるのである。第二の要因は、世帯構造の変化である。単身世帯や母子世帯など、貧困率が高い世帯の割合の増加は、社会全体の貧困率を引き上げることとなる。1人世帯の構成割合は、1980年の18.1%から23.3%(2003年)に伸びている(厚生労働省, 2004)。また、

得の貧困率は38.95%から50.79%、勤労世代は10.43%から13.02%、子どもは10.74%から14.67%に上昇した。分析の結果、社会保障制度の防貧機能(特に高齢者に対する)が若干高まっていることよって、上昇の度合いは緩和されているもの、市場所得の悪化が著しいため、可処分所得での貧困率が上昇していることがわかった。世帯構造要因については、単身世帯に属する高齢者、無配偶者、母子世帯に属する子どもといった、貧困率がほかの人々に比べ高いグループの割合の増加がみられたもの、これら世帯構造の変化が各年齢層の貧困率に及ぼす影響は限定的であり、各年齢層においても、やはり、市場所得の悪化による影響が一番大きい。例えば、子どもの貧困率の上昇と母子世帯の増加の関係について言うと、確かに、日本の母子世帯の貧困率の高さは群を抜いており(2002年の母子世帯の子どもの貧困率は62.3%)、母子世帯に属する子どもの割合も多くなってきているとはいえ、他の先進諸国に比べると未だに低レベルであり(4.3%)、母子世帯の貧困率の高さが子ども全体の貧困率を押し上げているところまではない。近年の子どもの貧困率の上昇は、むしろ、母子世帯以外の子どもを持つ世帯の貧困率の上昇(1987年9.21%から2002年12.91%)に起因する。

V 国際比較からみた日本の貧困の特徴

前節で示したように、日本の貧困率が上昇傾向にあることは確かである。それでは、この貧困率は他の先進諸国に比べて高いレベルなのであろうか、「日本総中流」という言葉が表すように、高度成長期以降、日本は貧困が少ない国と信じられてきた(橋本・浦川, 2006, p.24)。もし、そうであれば、現在の貧困率の上昇は、もともと低い貧困率が他の先進諸国並みに上がったということなのだろうか。また、日本の中で、どのような人々が特に貧困の危機にさらされているのだろうか。

ここでは、欧州委員会(EC)が開発した「貧困と社会的排除指標(Poverty and Social Exclusion Index)」を用いて、日本と欧州諸国の貧困の比較を行うこととしたい。「貧困と社会的排除指標」は、欧州委員会が2001年から専門委

表1 貧困と社会的排除指標(Poverty and Social Exclusion Index)

指標1: 年齢層別・性別、貧困リスク率(再分配後 等価可処分所得)												
	日本	EU平均	英	仏	独	ス	日本	EU平均	英	仏	独	ス
全人口	20	16	18	14	16	11	21	20	22	14	20	11
0-15歳の子ども	20	16	17	13	15	11	20	18	14	12	12	10
16歳以上	22	17	18	14	17	12	21	20	21	18	20	14
16-24歳	21	21	18	20	24	26	22	22	19	21	27	26
25-49歳	16	14	13	11	13	8	16	15	12	10	11	8
50-64歳	18	13	16	12	12	5	16	13	16	12	11	6
65歳以上	27	18	24	16	15	4	24	15	21	14	10	9
	29	20	27	17	18	18						
	16	13	12	10	11	8	17	15	12	16	9	9
	18	13	16	12	12	5	20	13	16	12	13	4
	27	18	24	16	15	14	27	18	24	16	15	14
	24	15	21	14	10	9	24	15	21	14	10	9
	29	20	27	17	18	18	29	20	27	17	18	18
	15	10	11	9	8	6	15	10	11	9	8	6
	27	15	21	13	11	6	27	15	21	13	11	6
	15	9	8	9	11	1	15	9	8	9	11	1
	20	18	20	14	17	10	20	18	20	14	17	10
	59	34	40	30	38	19	59	34	40	30	38	19
	14	12	13	10	14	8	14	12	13	10	14	8
	14	15	14	9	10	5	14	15	14	9	10	5
	18	27	24	17	24	14	18	27	24	17	24	14
	20	18	14	17	18	9	20	18	14	17	18	9
	37	-	-	26	37	18	37	-	-	26	37	18
	14	-	-	10	10	13	14	-	-	10	13	14
	17	-	-	3	6	5	17	-	-	3	6	5
	71	-	-	71	78	42	71	-	-	71	78	42
	20	-	-	40	45	26	20	-	-	40	45	26
	18	-	-	13	13	10	18	-	-	13	13	10
	18	-	-	5	8	6	18	-	-	5	8	6
	18	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-

指標2: 世帯類型別、貧困リスク率(再分配後 等価可処分所得)												
	日本	EU平均	英	仏	独	ス	日本	EU平均	英	仏	独	ス
扶養児童がない世帯	21	15	16	13	14	13	21	15	16	13	14	13
単身世帯	36	24	27	19	23	23	36	24	27	19	23	23
	20	22	24	18	20	21	20	22	24	18	20	21
	46	26	30	20	26	25	46	26	30	20	26	25
	25	22	24	20	23	22	25	22	24	20	23	22
	50	26	32	19	23	24	50	26	32	19	23	24
	15	10	11	9	8	6	15	10	11	9	8	6
	27	15	21	13	11	6	27	15	21	13	11	6
	15	9	8	9	11	1	15	9	8	9	11	1
	20	18	20	14	17	10	20	18	20	14	17	10
	59	34	40	30	38	19	59	34	40	30	38	19
	14	12	13	10	14	8	14	12	13	10	14	8
	14	15	14	9	10	5	14	15	14	9	10	5
	18	27	24	17	24	14	18	27	24	17	24	14
	20	18	14	17	18	9	20	18	14	17	18	9

指標3: 世帯就労状況(WI)別、貧困リスク率(再分配後 等価可処分所得)												
	日本	EU平均	英	仏	独	ス	日本	EU平均	英	仏	独	ス
扶養児童がない世帯	37	-	-	26	37	18	37	-	-	26	37	18
	14	-	-	10	10	13	14	-	-	10	13	14
	17	-	-	3	6	5	17	-	-	3	6	5
扶養児童がある世帯	71	-	-	71	78	42	71	-	-	71	78	42
	20	-	-	40	45	26	20	-	-	40	45	26
	18	-	-	13	13	10	18	-	-	13	13	10
	18	-	-	5	8	6	18	-	-	5	8	6

指標4：最親活動別、貧困リスク率(16歳以上の個人のみ・再分配後 等価可処分所得)

	日本		EU平均		英		仏		独		ス	
	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別
全人口	20	17	16	13	15	11	13	15	11	11	11	11
勤労者	18	14	14	12	12	10	12	12	10	10	10	10
	22	17	18	14	17	12	14	17	12	12	12	12
うち 被用者	16	9	9	5	9	6	5	9	6	6	6	6
	15	9	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6
うち 自営業者	18	8	8	5	9	6	5	9	6	6	6	6
	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非勤労者	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち 失業者	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち 退職者	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	25	23	23	21	21	21	21	21	21	21	21	18
うち 失業率	26	23	23	21	20	16	21	20	16	16	16	16
	24	24	24	30	21	19	21	22	19	19	19	19
うち その他非勤労者	38	42	42	34	46	26	34	46	26	26	26	26
	38	46	46	41	50	31	41	50	31	31	31	31
うち 退職者	37	37	37	26	41	18	26	41	18	18	18	18
	26	16	16	13	14	14	13	14	14	14	14	14
うち その他非勤労者	24	15	15	22	14	11	22	14	11	11	11	11
	29	17	17	27	13	17	27	13	17	17	17	16
うち 失業率	22	26	26	34	27	24	34	27	24	24	24	24
	23	26	26	27	26	25	27	26	25	25	23	23
うち 失業率	22	26	26	28	24	24	28	24	24	24	24	25
	22	26	26	28	24	24	28	24	24	24	24	25

指標5：貧困リスク・ギャップ(再分配後 等価可処分所得)

	日本		EU平均		英		仏		独		ス	
	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別
全人口	20	23	23	19	25	17	19	25	17	17	17	17
0-15歳の子ども	19	24	24	17	19	13	17	19	13	13	13	13
	20	23	23	21	19	24	19	24	19	24	19	24
16-64歳	20	23	23	22	19	22	22	19	22	21	21	21
	21	22	22	20	19	24	20	19	24	17	17	17
64歳以上	20	25	25	23	22	26	22	25	26	26	26	26
	20	25	25	22	22	23	22	23	26	26	26	26
うち 失業率	21	16	16	18	11	19	18	11	19	13	13	13
	20	15	15	15	10	17	15	10	17	10	10	10
うち 失業率	22	16	16	19	12	19	19	12	19	13	13	13
	22	16	16	19	12	19	19	12	19	13	13	13

指標6：再分配前 貧困リスク率：年金前、年金後 年金(老齢年金、遺族年金)を含むすべての社会保障給付の前(税後、社会保険料後)

	日本		EU平均		英		仏		独		ス	
	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別
全人口	34	42	42	43	44	36	44	36	43	43	43	43
0-15歳の子ども	27	35	35	44	36	26	36	26	37	37	37	37
	36	43	43	43	46	38	46	38	45	45	45	45
16歳以上	33	40	40	39	43	33	43	33	42	42	42	42
	38	46	46	46	49	43	46	49	43	48	48	48
16-64歳	26	32	32	31	33	25	33	25	32	32	32	32
	23	30	30	28	31	21	31	21	31	31	31	31
うち 失業率	28	35	35	34	35	29	35	29	33	33	33	33
	28	35	35	34	35	29	35	29	33	33	33	33

年金(老齢年金、遺族年金)後、その他の社会保障給付の前(税後、社会保険料後)

	合計		EU平均		英		仏		独		ス	
	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別
全人口	66	88	88	66	88	94	88	94	86	86	86	86
0-15歳の子ども	67	88	88	67	88	91	88	91	84	84	84	84
	65	88	88	65	88	93	88	93	88	88	88	88
16歳以上	21	26	26	21	26	24	26	24	24	24	24	24
	22	33	33	22	33	35	33	35	30	30	30	30
16-64歳	20	24	24	20	24	22	24	22	22	22	22	22
	19	22	22	19	22	24	22	24	19	19	19	19
64歳以上	22	26	26	22	26	25	26	25	25	25	25	25
	18	24	24	18	24	25	25	25	22	22	22	22
うち 失業率	17	23	23	17	23	24	23	24	19	19	19	19
	19	25	25	19	25	27	26	27	24	24	24	24
うち 失業率	27	24	24	27	24	21	24	21	24	24	24	24
	30	26	26	30	26	23	26	23	19	19	19	19
うち 失業率	30	26	26	30	26	23	26	23	19	19	19	19
	30	26	26	30	26	23	26	23	19	19	19	19

指標7：勤労所得がない世帯に属する割合 子ども(0-17歳)、勤労世代(18-59歳)

	日本		EU平均		英		仏		独		ス	
	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別	合計	性別
子ども(0-17歳)	2	10	10	2	17	10	11	11	11	11	11	11
勤労世代(18-59歳)	4	10	10	4	11	11	11	11	11	11	11	11
	3	9	9	3	9	10	10	10	11	11	11	11
うち 失業率	4	11	11	4	13	12	12	12	11	11	11	11
	4	11	11	4	13	12	12	12	11	11	11	11

出所：日本＝「平成14年所得再分配調査」より筆者計算。他国＝EC(2006)、Eurostat Labor Force Survey。英と独は、国の独自データ。他はEU-SILCより計算。

員会を設けて開発・改良したもので、ここで紹介するのは「2006年社会的保護と社会的包摂に関する報告書(Joint Report on Social Protection and Social Inclusion 2006)」で用いられたものである。本指標は、12の第一次指標と9つの第二次指標からなり、一つの指標にも年齢別・性別など細かい集計が求められている。本指標の一義的な目的は社会的排除の事象を計測することであり、雇用や健康などの項目も含まれているが、大部分を占めるのは所得を用いた貧困指標の数々(EUはこれを貧困リスクと呼んでいる)である。貧困の基準は、等価世帯所得のみ個人ベースの中央値の60%であり、通常使われる50%より、やや高く設定されている。本指標の中から、推計が可能であった7つの貧困リスク項目について日本とEU主要国4カ国(イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)について比較したものが表1である。日本については、厚生労働省「平成14年所得再分配調査」を用いて計算しており、他の国は上記のEU報告書による。なお、残念ながら、OECD諸国の中で、唯一日本よりも貧困の状況が悪いと考えられるアメリカはEUのデータに含まれていない。

まず、指標1は、年齢層別、性別の貧困リスク率である。日本の貧困リスク率は、全ての年齢層で、EU平均より高いが、特に高齢になるほどその差が大きくなり、65歳以上の高齢者では、EU平均との差は10ポイント近くなる。高齢者の貧困リスク率の高さが、まず、日本の特徴としてあげられる。全人口で見ると、日本の貧困リスク率は20%であるのに対し、EU平均は16%である。男女格差は、すべての国においてみられ、65歳以上で特に大きいのも共通である。

指標2は、世帯類型別の貧困リスク率である。世帯類型は、まず、扶養児童の有無で分類され、その後大人の数でさらに詳細に分類される。EU平均と比較すると、日本は扶養児童がない世帯(無子世帯)においての貧困リスク率が高い。特に、単身世帯の女性と高齢者における貧困リスク率が際立っており、EU平均より20ポイント以上高い。あまり政策的な注目をされないことがないそのほかの無子世帯でも(例えば、大人2人で高齢者がいない世帯)、EU平均より高い値を示している。扶養児童がある世帯(有子世帯)では、単身親世帯が際立って高い貧困リスク率である。2人親で子が2人以上の世帯は、逆にEU平均より低い値となっている。

指標3は、世帯就労状況別の貧困リスク率である。世帯就労状況(work intensity = WI)とは、世帯の中の勤労世代の世帯員が実際に就労している割合である。WI=0のときは、世帯員が1人も働いていない状況を示し、WI=1のときは、働くことが可能な世帯員が全員働いている状況を示す。この指標は、欠損している国が多く、EU平均は示されていないが、データがある国と比較すると、日本の状況は他国と似ている。扶養児童がある世帯もない世帯も、WI=0の世帯の貧困リスク率が高く、特に扶養児童がある世帯では貧困リスクは70%を超える。しかし、日本の特徴は、WI=0以上0.5未満の世帯、WI=0.5以上1未満、WI=1の世帯と働いている世帯員の割合が高くなって、貧困リスク率がさほど減少しないことである。EU諸国においては、WI=1とそれ以下の世帯では明らかに大きな貧困リスクの差があるのに対し、日本ではその差が3ポイントと0ポイントである。つまり、第一稼得者の所得がすべてであり、第二以降の稼得者(second earner)の所得はそれほど貧困リスク減少に役立っていない。これは、第二稼得者の多くである女性の勤労所得が低いことを

反映していると思える。

ECは、最頻活動別の貧困リスク率にも着目している(指標4)。最頻活動とは、1年のうちで最も多く携わっている活動のことであり、まず、勤労者か非勤労者かを分け、勤労者の場合は被用者か自営業者か、非勤労者の場合は失業者、退職者、その他に分けられている。EU諸国と同様に、日本も非勤労者の貧困リスク率が勤労者のそれより高い。しかし、日本は勤労者の貧困リスクも高いのが特徴的である。勤労している貧困者とは、近年のはやりの言葉でいうワーキング・プアのことである。勤労者合計の貧困リスク率をみると、英国、ドイツでは7%と9%、フランス、スウェーデンにいたっては5%と6%と、軒並みに一桁台であるのに、日本では16%となっている。特に自営業者の貧困リスク率は高く、28%である。一方、非勤労者では、退職者の貧困リスクが高く、高齢者の貧困リスクが高いという指標1の結果を裏付けている。失業者とその他の非勤労者の貧困リスクはEU平均より低い。この理由は彼らの多くが学生や主婦など、もともと就労を選択していない人々が多いことであると思われる。

このように、EU諸国に比べて、日本の貧困リスク率は高く、特に高齢者、無子世帯、勤労者においては、無視できない大きさの差がある。しかし、唯一、EU平均よりよい結果を示しているのが貧困リスク・ギャップ(指標5)と再分配前の貧困リスク率(指標6)である。貧困リスク・ギャップとは、貧困の頻度のみならず、貧困の深さをも示す指標である。貧困線を下回る人々の割合が多くても、それぞれの下回る度合いが低い場合、貧困率は高くとも貧困ギャップは低い場合もあるのである。この貧困リスク・ギャップで見ると、日本の子どもと16-64歳の成人の貧困リスク・ギャップはEU平均を下回っている。つまり、貧困線より下の割合(貧困リスク率)は多いが、比較的「貧困線より少し下」の人が多いのである。このことは貧困削減を目的とする政策も効果があることを示唆している。何故なら、比較的に少しの給付で貧困線を上回ることができるからである。しかしながら、高齢者に限ると、彼らの貧困リスク・ギャップはEU平均より高い。

再分配前の貧困リスク率(指標6)は興味深い知見を与えている。全ての社会保障給付前(市場所得から税や社会保険料を引いた後)の貧困リスク率(上段)を

みると、高齢者の貧困リスクは66%であり、EU平均(88%)を大幅に下回っているのである。他のEU主要国の数値も、英国92%、フランス95%と日本の高齢者に比べ20ポイント以上高い。この理由の一つは、日本の高齢者の就労率が高いことと考えられる。しかし、「年金後、その他の社会保障給付前」(下段)の高齢者の貧困リスク率はEU平均より高くなってしまっている。つまり、EU諸国においては、年金給付が高齢者の貧困リスク削減に大幅に役立っているのに対し、日本では年金給付がそれほど役立っていない。他の年齢層においては、上段も下段もEU平均より低い。しかし、指標1でみたように再分配後の貧困リスク率ではEU平均を上回るので、他の年齢層でも社会保障給付が貧困削減に他国ほど効果的でないことがわかる。

最後に、1人も勤労者がいない世帯に属する割合をみてみよう(指標7)。これで見ると、子どもは1.7%、18-59歳の成人は3.8%とEU平均(9.6%、10.2%)を大幅に下回っている。指標3,4と合わせてみると、日本の貧困リスクの分布の特徴は、働いている世帯員がいない世帯、つまり失業の問題ではなく、働いている世帯員が(複数)いるにもかかわらず貧困リスクが高いというワーキング・プアの問題であることがわかる。

VI 社会保障制度の防貧機能

EU諸国との比較の中で、日本の貧困の特徴として、高齢者、無子世帯の貧困率の高さ、母子世帯の群を抜く貧困率の高さ、ワーキング・プアの多さ、2人目以降の稼働者の所得の低さなどが浮き彫りとなった。ここでは、このような貧困の特徴が税制や社会保障制度などの政策とどのように関連しているかを論じてみたい。政策は、高齢者、勤労世代、子どもなど対象が限定されていることが多いため、年齢を3つの区分に分けて議論をすすめることとする。

(a) 高齢者の貧困に対する政策

年金によるセーフティ・ネット
日本の高齢者の貧困率は際立って高い。前節のEU諸国との比較からみると、

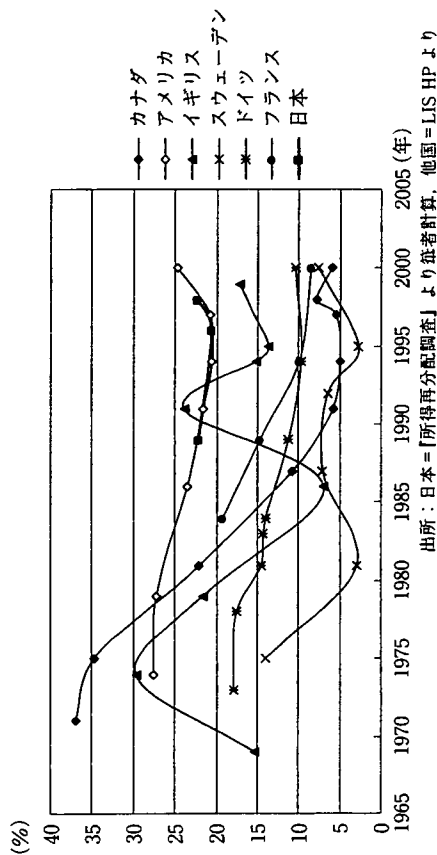


図2 OECD 主要国における高齢者の貧困率の推移

日本の高齢者の市場所得(指標6上段)は決して低いわけではない。しかし、年金給付後(指標6下段)の貧困率は、OECD平均よりも高い数値となっている。つまり、他国では高齢者の貧困削減に大幅に役立っている公的年金給付が、日本の高齢者の貧困削減にはさほど機能していないのである。

日本の公的年金は1961年に皆年金を達成し、既に成熟期を迎えているといってもよい。一昔前は、貧困は高齢期の問題といってもよいほど、高齢者の貧困は多かった。しかし、公的年金が成熟するにつれて、高齢者の最低生活も保障されるようになり、貧困率が下がってくると考えられる。実際に他国では、1970年代から1990年代にかけて、高齢者の貧困率が大幅に下がっている(図2)。多くの国が1995年以降は、若干の上昇の傾向をみせているものの2000年前後の貧困率は、1970年代のそれよりも低いレベルである。日本については、比較可能なデータで1970年代まで遡るものがないので、1970年代からの傾向はこの図からはわからない。しかし、阿部(2006a)によると、高齢者の貧困率は1980年代から1990年代にかけて上昇し、1990年代からは横ばいである。日本の公的年金が高齢者の貧困削減機能を他国ほどに果たしていないのは何故なのだろうか。

公的年金の給付水準を表すのに、よく用いられる指標が、所得代替率である。所得代替率は、従前所得(退職前の所得)に対するネット年金額(年金給付から

表2 高齢者の貧困：個人所得と世帯所得による貧困率

	男性	女性
個人所得による貧困率	40.7%	81.0%
世帯所得による貧困率	12.2%	17.7%

出所：「平成14年所得再分配調査」より筆者計算

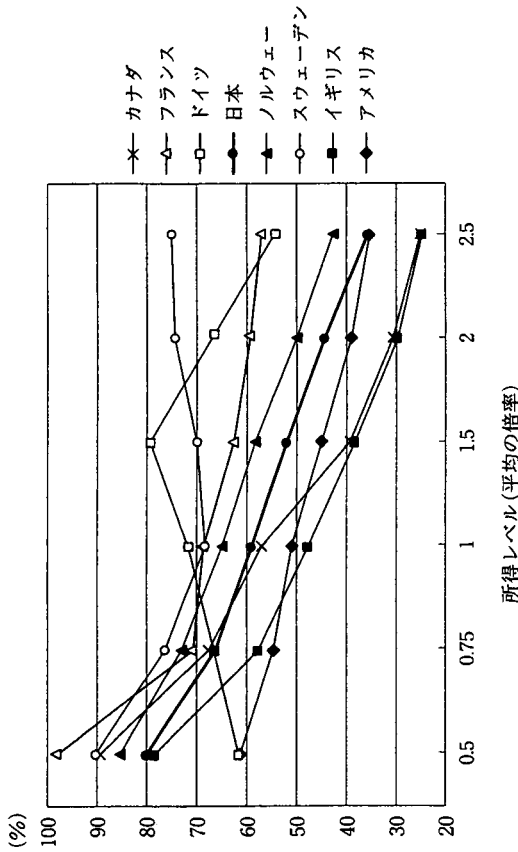
ないのである。日本の高齢者の貧困率が高いということは、退職前から低所得であった人々に対する年金の代替率が充分でないことを示している。

同居家族によるセーフティ・ネット

日本の高齢者の所得保障が充分でないことを、間接的に示すデータをもう一つ提示しよう。表2は、高齢者の個人所得のみでみた貧困率と、世帯所得(高齢者本人と本人以外のすべての世帯員の所得の合算)でみた貧困率を比較したものである。高齢者個人の所得のみでみた場合、男性では41%、女性では81%が貧困状態である。本人以外の世帯員(配偶者も含む)を合算した世帯所得のみで貧困率は大幅に減少する。つまり、日本の高齢者の多くは、単身であれば貧困状態になるもの、家族と同居していることにより貧困に陥るのを免れているのである。実際に、65歳以上の高齢者がいる世帯の48.8%は子どもなどと同居、29.2%は配偶者と同居している(阿部, 2006a)。このことは、高齢者の多くが、配偶者の死や、子らとの別居という状況に遭遇した時に、たちまち貧困状態に陥ってしまうことを示している。もちろん、同居の選択肢がなくなつた場合には高齢者の行動も変化すると考えられ、それによって所得も変化する。しかし、年金給付額は長年の雇用歴によって既に決定されているので増加させることは難しく、また、就労による所得の増加は、高齢者、特に女性の高齢者にとつては、経済的にも身体的にも辛い選択である。

生活保護によるセーフティ・ネット

年金、家族によるセーフティ・ネットが最低生活保障を満たさない場合に、「最後の砦」として機能するのが生活保護制度である。厚生労働省(2006)によると高齢者世帯(高齢者のみで構成される世帯)の4.9%(2004年)が生活保護を



出所：OECD(2005)

図3 OECD 主要国の所得代替率：所得レベル別

税金などを引いた額)の割合である。日本の公的年金の所得代替率の設計は国際的に見ても決して低い数値ではない(図3)。高齢者の貧困を論ずるときに重要なのは、従前所得の低い人々への年金給付額である。年金の設計が果進的な場合は、従前所得の低い人により高い代替率、従前所得の高い人に低い代替率を設定しており、図では右肩下がりの線となる。図3で見ると、スウェーデンとドイツ以外は、図では右肩下がりの線であり、日本もこの部類に入る。従前の所得レベルが平均の半分以下の人々の所得代替率は、日本は80%であり、フランス、スウェーデン、カナダ、ノルウェーには及ばないものの、イギリスとはほぼ同レベルで、ドイツ、アメリカよりも高くなっている。しかし、高齢者の最低所得保障という観点からみた場合、所得代替率のみをみただけでは充分な指標ではない。何故なら、所得代替率とは従前の所得に比べ、年金所得がどれくらいになるのかを表している数字であるからである。当然のことながら、従前所得が貧困線より低い場合は、所得代替率が1以上でない限り、その生活水準が貧困線より上となることはない。つまり、所得代替率が最低生活を保障するのに充分であるかどうかは、従前の所得がどれほどであったかを知らなければわから

受けており、これは公的年金制度が整備されていない年代(1958年)の23.7%に比べると大幅な減少であるが、社会全体の世帯保護率2.2%に比べると2倍以上の高さである。つまり、昔ほどではないが、現在でも比較的に多くの高齢者が生活保護の恩恵を受けている。しかし、生活保護の捕捉率(所得が最低生活費以下の人々(世帯)の中で、生活保護を受けている割合)が低いことは多くの研究者が指摘しており、山田(2005)の推計によると比較的に捕捉率が高い高齢者においても、5%から27%である。捕捉率が低いのは、生活保護を受給するためには、貯蓄や家族の扶養能力など、所得テスト以外にも多くの受給要件をクリアしなければならぬからである。例えば、成人した子がある場合は、同居・別居にかかわらず子がその人を扶養する能力があるか否かを問われることとなる。

公的年金がすべての高齢者の最低生活保障を約束していない日本においては、高齢者の最低生活保障の役割は生活保護制度に任せられている。実際に、生活保護制度の受給世帯の約半数(46.7%、2004年)は高齢者世帯である。しかし、諸外国においては、公的扶助の対象者を、就労の可能性が高い若年者と可能性が低い高齢者に分け、高齢者に対しては年金給付の補完という形で最低生活を保障している例が増えている(岩名、2006)。例えば、最近導入された例では、イギリスでは2003年に導入された年金クレジット制度、ドイツでも同じく2003年に高齢・重度障害者基礎保障、スウェーデンの最低保障年金制度、高齢者生計援助法などがある。また、カナダでは補足年金給付(GIS)、アメリカでは補足的保障所得(SSI)が早くから導入されている。これらの国々にならうて、高齢者の最低所得保障を、「公的扶助の文脈ではなく、年金制度の文脈」(岩名、2006)で構築しなおすことにはいくつかの意義がある。一つは、公的扶助制度の中で、就労可能性の低い高齢者と可能性の高い若年者を分離し、それぞれニーズに対応する制度として改正していくことは、国際的な潮流からいっても妥当であることである。二つめは、高齢化が速いスピードで進展している我が国では、貧困者に占める高齢者の割合が急増しており(阿部、2006a)、それに加えて、高齢者の貧困率が依然として高いため、早急に高齢者の貧困に対する抜本的な対策が必要であるからである。このために、常にダウンサイジングのプレッシャーを受けている生活保護制度ではなく、年金制度の一環として

高齢者の最低生活保障のあり方を模索することも検討すべきである。三つめは、基礎年金はすでに国庫負担が財源の1/2を占めており、社会保障の形式をとりながらも、高齢者の所得保障機能の色合いが濃いことである。

(b) 勤労世代の貧困に対する政策

次に、勤労世代の貧困について検討してみよう。EU諸国との比較から、日本の勤労世代の貧困の二つの特徴が浮かび上がった。一つ目は、勤労しながらも貧困状態にある人々、いわゆるワーキング・プアの多さであり、二つ目は社会保障や税などの公的な所得移転の影響の小ささである。二つ目について詳しく見てみよう。図4は、OECD諸国の勤労世代の再分配前と再分配後の貧困率である。再分配前の貧困率は、税前・社会保障料前の勤労所得や財産所得など、いわゆる市場所得を用いて計算した貧困率である。再分配後の貧困率は、再分配前の所得から税や社会保障料を差し引き、年金、児童手当などの社会保障給付を足した後の手取りの所得で計算した貧困率である。この二つを比較することにより、税と社会保障制度が貧困率にどのような影響を与えているのがわかる。図4によると、OECDのはほぼすべての国において、再分配後の貧困率が再分配前に比べ大幅に減っていることがわかる。そのため、例えば、再分配前の貧困率が一番高いフランス(24%)では、再分配後の貧困率が6%まで落ちている。ところが、日本は再分配前の貧困率はそう高いもの、削減分がOECD諸国の中で一番小さいため、再分配後の貧困率はアメリカに次いで2番目に高くなっている。つまり、日本においては、勤労世代に対する税と社会保障制度による貧困削減効果が極めて小さいのである。

給付と負担のバランス

日本の税と社会保障制度による勤労世代に対する貧困削減効果が小さい理由はいくつか考えられる。一つは、雇用保険からの失業給付、生活保護を代表とする公的扶助制度からの給付、また、障害年金など年金制度からの給付が小さいことである。勤労世代の中で、失業、障害、公的扶助など公的給付を主な所得源とする人々の割合をみると、日本はOECD諸国の中でも最低レベルであり、それぞれ1-2%である(OECD, 2005)。これらの制度に依存する人が少ない

である。近年、政府は国民年金の部分免除制度の拡充など、低所得者に配慮した保険料設定を進めているが、その成果に反して、国民年金、国民健康保険の保険料の未納者は増加の一方である。また、所得税制においても、近年の改革によって、累進性が弱められている。貧困者の多くが、課税最低限以下の所得しか得ておらず、税を支払う負担をしていないとしても、例えば、先進諸国の多く(アメリカ、イギリス、オランダなど)が取り入れている還付可能な税額控除などが導入されれば、税制も積極的な貧困削減の政策ツールとなることが可能である。

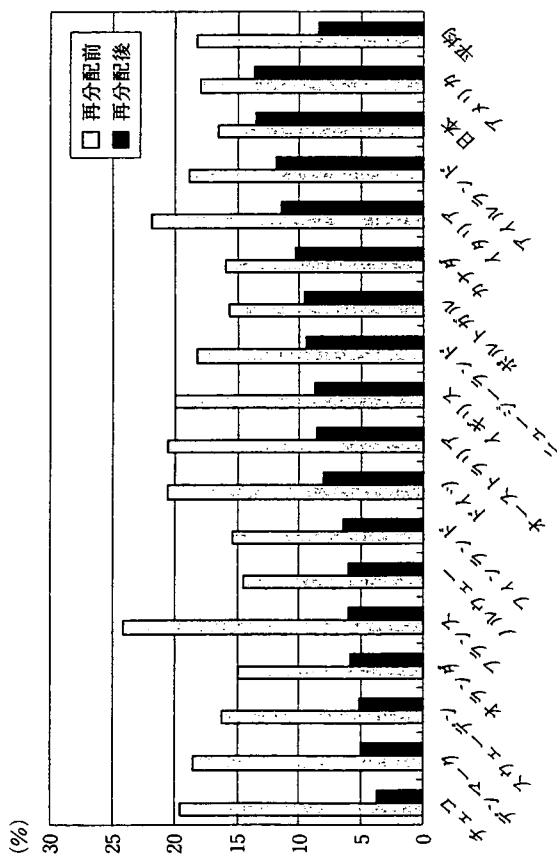
(c) 子どもの貧困

最後に子どもの貧困について考えてみたい。子どもの貧困は、欧米諸国においても最大ともいえる政策課題となっている。何故なら、大人になってからの貧困については、本人の能力や努力不足といった観点からある程度許容する考えも成り立つであろうが、子どもの貧困については「機会平等」といった観点からも望ましくないからである。子ども期における貧困は、その時点における子どもの生活水準や学校の成績、成長のみならず、子どもが成人となってからの職業や所得、社会扶助の受給などにも影響を与えていることがわかっている。そのため、社会全体からみても子どもの貧困を削減することは、長期的にはコスト面からみても効率的である。

しかし、日本の子どもの貧困率は、1980年代以降上昇しており、高齢者の貧困率には及ばないものの、勤労世代の貧困率を超える高さととなっている。図5を見るとわかるように、着目すべきなのは、日本の税・社会保障制度による子どもの貧困削減効果が、勤労世代のそれよりもさらに小さいことである。OECD諸国において、日本を除く他国は、再分配前に比べ、再分配後の子どもの貧困率が低いが、日本ではその逆である。換言すると、他のOECD諸国においては、税や社会保障といった社会給付が子どもの貧困率を下げているのに対し、日本では逆に貧困率を上げているのである。

有子世帯における給付と負担

子どもの貧困率が再分配前から再分配後に上がるということは、子どものあ



出所：OECD(2006b), Table 4.9

図4 勤労世代の再分配前後の貧困率(2000年)

ことは、一方で、スティグマや福祉依存などの問題を発生させず、喜ばしいことではあるが、もう一方では必要な人々に給付がされていないという問題をはらんでいる。

日本の勤労世代に対する貧困削減効果が少ない二つめの理由が、低所得層における税と社会保障料の負担の重さである。現役時代に社会保障料を拠出し、高齢期に受け取るという社会保障の構造がある限り、現役時代に社会保障料の負担が発生することはいたしかたがないことである。しかし、貧困状態にある人々にとって、将来のための貯蓄とはいえず、現在の負担が大きいことは望ましいことではない。何故なら、生活水準が著しく低くなることは、健康、人間関係、ソーシャル・ネットワークなど人々が備え持つ資産^{ウェルス}を枯渇させ、リスクの連鎖を生み出すからである。それは、人々が社会保障などの制度から脱落する後押しをし、最終的には、社会的排除に追い込むこととなる。

社会保障制度であっても、低所得者の負担が過度にならないように制度設計することは可能である。しかし、国民年金や国民健康保険の保険料は定額であり、厚生年金、健康保険も標準報酬限度額が定められており、保険料は逆進的

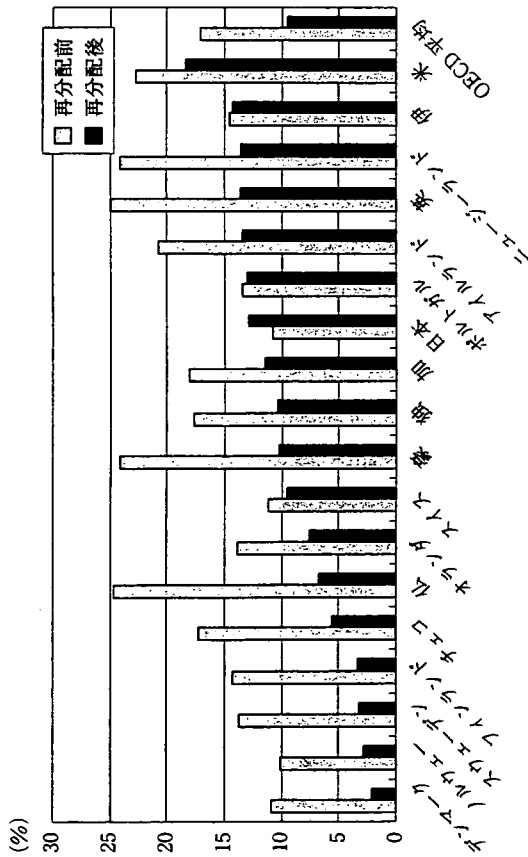
子どもの貧困削減に対して大きな効果はなかった(阿部, 2005)。近年の拡充が、どれほど子どもの貧困削減に役立つのかを分析するのはデータが揃うのをまたなければならぬ。

一方で、勤労世代と同様に、子どもの貧困についても、低所得の有り世帯にかかると社会保険・税の負担が過度にならないように配慮する必要がある。

Ⅶ 所得以外の項目を用いた貧困指標

本章の最後に、所得以外の項目を用いた貧困指標について記述しておきたい。所得と消費は、貧困を測定する際にもっともよく用いられる項目である。しかし、貧困は、所得や消費などの金銭的な次元の事象のみならず、健康や社会関係、住居、労働市場との結びつきなど、多数の次元に複合的に現れる人々の生活水準の低さを表すものである。多くの著者が指摘するように、人々の生活水準は、現時点の所得のみならず過去の所得による貯蓄、財産(持家など)、労働資源(教育、生まれもった能力、健康状況など)、人間関係の蓄積など、複数の要因に左右される。所得の低さは、貧困の要因の一つであっても、貧困の事象そのものを表すものではない。貧困の事象は、消費、住宅、対人関係など生活の諸側面に現れる。そのため、低所得、特に現時点における低所得は、必ずしも貧困を意味しているものではない。例えば、引退後の高齢者の多くは、既にマイホームを購入していたり、貯蓄を蓄えていたりするため、現時点における所得が低くとも、一定の生活水準を保つことができる。研究者の多くが、貧困を金銭面という一つの側面のみから測定することの限界を理解しながらも、所得を用いているのは、所得に関するデータが比較的に入手しやすいからである。

しかし、海外においては生活水準や生活の質そのものを測ろうという試みが盛んである。剝奪や社会的排除、社会品質^{ソシヤル・エクスクルージョン・クオリティ}などの研究がそれにあたる。その代表的かつ古典的なものが、1970年代にイギリスにおいてタウンゼントが開発し、その後、一連のイギリスの貧困研究の中で改善された相対的剝奪指標(Relative Deprivation Index)である。タウンゼントは、相対的剝奪



出所: OECD(2005)

図5 子どものある世帯の貧困率(2000年)

る低所得世帯に対するネット移転(=社会保障給付-税・社会保険料)がマイナスであることを示している。子どもがいる世帯に対する給付には、生活保護や障害・遺族年金など公的年金制度からの給付のほか、児童手当や児童扶養手当、所得税の扶養控除などの有り世帯に特有の給付がある。勤労世代の議論の際に触れたように、生活保護は保護率(人口の中で生活保護にかかっている人の割合)、捕捉率(所得が最低生活費以下の人の中で、生活保護にかかっている人の割合)が共に低く、これは子どもについても同様である。0-5歳、6-19歳の子どもの保護率は、1993年の0.34%、0.63%を最低として徐々に上昇しているが、それでも人口の0.68%、1.11%である(国立社会保障・人口問題研究所, 2006b)。

子どものいる世帯にとって、生活保護よりも一般的に給付を受けているのが児童手当、児童扶養手当であろう。前者は、近年、その対象児童年齢、所得制限ともに緩和され、対象年齢児童の約9割がカバーされることとなった。また、2007年6月からは3歳未満の第一子、第二子の手当の金額も増額される。これら一連の拡充の前の児童手当は、対象範囲も狭く、金額も少額であったため、

を、「人々が社会で通常手にいれることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されている可享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」(Townsend, 1993, 訳は柴田, 1997)と定義している。この定義は、本章の冒頭に書かれた貧困のリスクのとらえ方の中での三つ目、リスクへ対処するリソース(資源)の欠如としての貧困のとらえ方に類似するものである。所得ベースの貧困指標は、ある一定の所得以下であると、このような状態に陥ると仮定しているのに対し、相対的剝奪指標の特徴は、これら、当該社会で期待される生活行動を具体的にリストアップし、それが享受できているかいないかを直接的に指標とする点である。

具体的には、相対的剝奪指標は、以下のように測定される。まず、一般大衆から無作為抽出された調査対象者にどのような項目がその社会において最低限の生活をおくるために必要かどうかを問う予備調査を行う。そして、大多数から「絶対必要である」と答えられた項目をリストアップし「社会的必需項目」とする。「社会的必需項目」には、冷蔵庫やテレビといった耐久消費財から、友人に会う、親戚の冠婚葬祭に出席する、などの社会関係の項目も含まれる。

次に、その社会的必需項目の有無を本調査にて調査し、それらが強制的に欠如している場合(本人の嗜好や選択により欠如している場合を除く)は1、それ以外の場合は0とした二値変数のリストを得、それらを加算したものが相対的剝奪指標である。研究者によっては、項目の重要度に合わせて加算の際にウェイト付けしたり、標準化している例もみられる(Whelan et al., 2002 など)。

欧米に比べ、日本においては、相対的剝奪の実証研究が非常に少ない。近年の主なものとしては、平岡(2001)、阿部(2006b)が挙げられる。中でも阿部(2006b)は、全国対象の独自の調査を用いて、予備調査、本調査のステップを綿密にフォローしている点で珍しいので、ここに紹介することとする。表3は、予備調査の結果をもとに構築された社会的必需項目とその普及率および欠如率(100%-普及率)を表したものである。なお、嗜好による欠如(欠如の理由として、「欲しくない」と答えた人)は、分母、分子ともから除外している。

一般市民の過半数が「絶対必要である」とした16項目のうち、多くは

表3 相対的剝奪指標に用いられた項目とその普及率

設備	社会的必需項目(16項目)	普及率	欠如率
電子レンジ		98.4%	1.6%
冷暖房機器(エアコン、ストーブ、こたつ等)		99.1	0.9
湯沸器(電気温水器等含む)		96.4	3.6
社会生活	親戚の冠婚葬祭への出席(祝儀・交通費を含む) 電話機(ファックス兼用含む) 礼服 1年に1回以上新しい下着を買う	97.2 97.9 97.2 92.2	2.8 2.1 2.8 7.8
保障	医者にかかる 歯医者にかかる 死亡・障害・病氣などに備えるための保険(生命保険、障害保険など)への加入 老後に備えるための年金保険料 毎日少しでも貯金ができること	98.2 97.2 91.9 93.9 75.0	1.8 2.8 8.1 6.1 25.0
住環境	家族専用のトイレ 家族専用の炊事場(台所) 家族専用の浴室 寝室と食卓が別の部屋	98.8 98.9 97.8 95.0	1.2 1.1 2.2 5.0

出所：阿部, 2006b

*普及率=欲しくない場合は分母から除く
*欠如率=100%-普及率

100%近い普及率を保っている。しかし、いくつかの項目について満たされていない状態である人々が存在することがわかる。欠如率が低い項目は、耐久財や住宅関連の項目であり(1%前後)、この率はOECD平均と比較しても少なく(表外)、日本社会が物的に豊かであることを表している。医療へのアクセスの欠如率も少なく、国民皆保険を理念として掲げている日本の公的医療制度の効果がみとれる。同様の質問について、OECD諸国の平均は10%である(Boarini & Mira d'Ercole, 2006)。しかし、2%近くの人が必要ときに医療を受けることができない状態であることは、無視できない問題である。

欠如が多い項目は、「毎日少しずつ貯金ができる(25.0%)」「死亡・障害・病氣などに備えるための保険への加入(8.1%)」「1年に1回以上新しい下着を買う(7.8%)」「老後に備えるための年金保険料(6.1%)」「寝室と食卓が別の部屋(5.0%)」などである。16項目のうちの上位2つが、将来のリスクに備えるための貯蓄と保険であるということは興味深い。繰り返すが、ここに挙げ

られている16項目はすべて国民の過半数が最低限の生活をするのに絶対に必要であると答えた項目である。つまり、本シリーズのテーマでもある現代のリスク社会においては、リスクに備えるセーフティ・ネットは、もはや、食料や衣服、住居と並ぶ生活必需品となっているのである。しかし、このセーフティ・ネットが一番人々の生活に欠けている項目なのである。逆に言うと、それほどリスクがない社会においては、リスクに備える貯蓄や保険は生活必需品ではなく、それらがなくとも日々の生活水準が満たされていれば十分であった。しかし、今日のリスク社会においては、たとえ日々の生活水準が一定レベルを保っていても、リスクへの備えがない場合には、最低生活以下と考えられるということである。

剝奪の頻度に加え、重要なのが剝奪の深さである。剝奪の深さは、各世帯の剝奪指標の値によって表すことができる。剝奪指標が高いほど、その世帯の剝奪されている度合いが高い。この分布をみることに、剝奪の事象が一部の世帯に集中しているのがわかる。欠如している項目数(剝奪スコア)をみると、回答者の65%は、スコアが0であり、社会的必需項目全てを満たしている。しかし、回答者の35%は、少なくとも一つ以上、14%が二つ以上、9%が三つ以上、必需項目が欠けている状態である。つまり、社会全体の少数派でありながらも、かなりの割合(35%)の人々がなんらかの剝奪を経験しているものの、剝奪が集中しているのは比較的少数(9%)である。これら、剝奪のリスク・グループを詳しくみてみると、中年期(30-50歳代)においても婚姻関係がない、世帯内に傷病者がかかえている、母子世帯となった、など「標準的なライフコースから逸脱」している人々において、リスクが高いことが示唆された。低所得に陥る可能性が高い高齢者や、出費が多く、家計が苦しいと考えられる子どものある世帯などにおいても、「標準から逸脱していない」世帯においては相対的剝奪が特に高いわけではない。また、高齢者と若年者の比較では、同じ所得層であっても、高齢者に比べ、若年者のほうが、相対的剝奪の頻度、深さともに大きくくなっている。これは、高齢期においては、過去の所得などの蓄積が、相対的剝奪のリスクを緩和させると考えられることができる。

タウンゼンドの相対的剝奪の研究の中で、もっとも著名なのは相対的剝奪指標と所得の関係の分析である。彼は、ある所得(閾値)以下では剝奪指標が急激

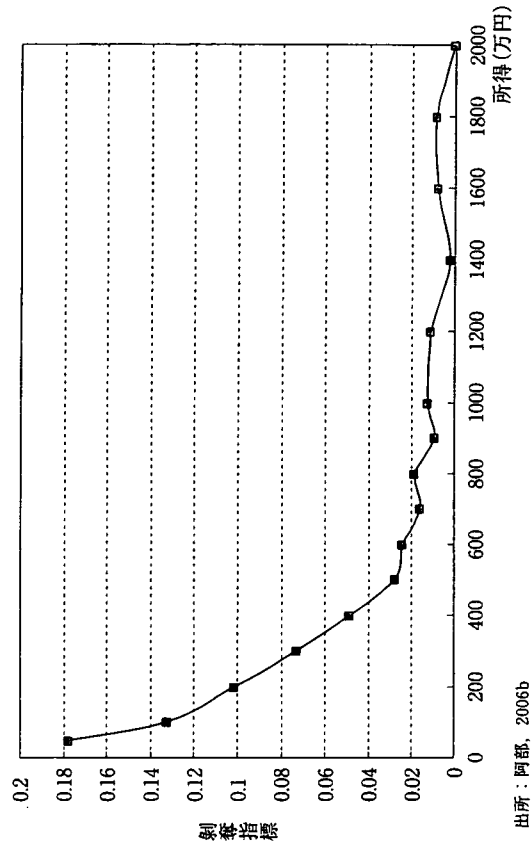


図6 所得階級別平均剝奪指標

に上昇することを発見し、この閾値と当時のイギリスの公的扶助基準とを比較した。この閾値は、その後、ヨーロッパの多くの国にても確認されている。阿部(2006b)の分析においても、この閾値の存在が確認され、おおむね世帯年収400-500万円から下の世帯所得において剝奪指標の平均値が急増することがわかった(図6)。

この数値は、世帯所得の中央値に近く、通常用いられる貧困線や生活保護基準よりも大幅に高い。この一つの解釈は、相対的剝奪の現象は、通常考えられていたよりも、もっと所得が高い段階から、そのリスクが高まるといことである。このことは、「世帯所得400-500万円未満」以下の世帯の人々がすべて剝奪の状態にあることを指すのではなく、これらの人々がすべて救済やなんらかの公的介入を必要としているわけでもない。剝奪は、直接的に生活水準の低さを表すので、先にも述べたように、この意味で、所得のみを貧困基準として用いることは最適ではない。しかし、剝奪と所得の明らかな相関関係、および、閾値の発見は、所得が貧困リスクの警報となりえることを示している。具体的には、世帯所得400-500万円以下の世帯に対しても、防貧の予防線を張らなければいけないのである。

おわりに

本章では、国際比較を交えながら、日本の貧困の特徴と税・社会保障制度の貧困削減効果を論じた。その結果、日本の貧困率は1980年代以降上昇しつつあり、他国の比較では特に高齢者、無子世帯の貧困率の高さ、母子世帯の群を抜く貧困率の高さ、ワーキング・プアの多さ、2人目以降の稼得者の所得の低さなどが特徴的であることがわかった。これらに対応するためには、現行の社会保障・税制度は不十分であり、以下の三つの視点を提案したい。第一に、依然と高い高齢層の貧困率を減少させるために、公的年金に最低生活保障の視点を盛り込むことが必要である。高齢者の最低生活保障の機能をすべて生活保障制度に求めるのは、生活保障制度のパンク状態を引き起こす可能性があり、諸外国にならった公的年金の枠組みにおける最低生活保障が望まれる。第二に、勤労世代(そして付随する子ども層)に対して社会保障制度が貧困増大の要因となつていることを是正しなければならぬ。貧困の勤労世帯において社会保障のネット移転が負であることは、リスクの連鎖を引き起こし、しいては社会的排除を招く可能性もある。貧困世帯や貧困に近い世帯に対しては、意識して、彼らを社会保障制度に包摂していく姿勢こそが、これからの社会保障制度に求められていく。最後に、子どもへの貧困の削減は、特に重要な政策課題として認識されるべきである。子どもへの貧困を削減する第一義的な手法は、女性の勤労所得と処遇の改善である。それにより、世帯の第2稼得者、または母子世帯の母親の勤労所得が上昇し、子育てをしながら安定した生活をおくることができようになる。また、二次的な手法として、児童手当、税制面など、子どもへの貧困削減の観点を盛り込むべきである。特に子どもへの貧困率が高い母子世帯や多子世帯など、均一な普遍的な給付のみならずピンポイントの政策も必要である。

参考文献

青木紀(1997)、「貧困の世代的再生産——教育との関連で考える」庄司洋子・杉村

- 宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣
 青木紀・杉村宏編著(2006)、『現代の貧困と不平等——日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店
 阿部彰(2005)、「子供の貧困——国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会
 阿部彰(2006a)、「貧困の現状とその要因：1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配——格差拡大と政策の役割』東京大学出版会
 阿部彰(2006b)、「相対的剝奪の実態と分析：日本のマイクロデータをを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第16号)』法律文化社, pp.251-275
 阿部彰(2007)、「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』第43巻 第1号, pp.27-40
 阿部彰・大石亜希子(2005)、「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会
 岩田正美(2005)、「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美・西澤見彦編著『貧困と社会的排除——福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房
 岩名礼介(2006)、「最低所得保障制度の給付基準に関する国際比較」橋本一三郎・連合総合生活開発研究所編、『積極的な最低生活保障の確立——国際比較と展望』第一法規
 太田清・坂本和靖(2004)、「所得格差と階層の固定化」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況——デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社
 大竹文雄(2005)、『日本の不平等——格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
 小川浩(2000)、「貧困世帯の現状——日英比較」『経済研究』Vol.51, No.3, Jul. 2000, pp.220-231
 菊谷剛彦(2001)、『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂高文社
 厚生労働省(2004)、『平成15年国民生活基礎調査』
 厚生労働省監修(2006)、『平成18年版 生活保障の動向』中央法規出版
 国立社会保障・人口問題研究所(2006a)、『平成16年度社会保障給付費』
 国立社会保障・人口問題研究所(2006b)、『「生活保障」に関する公的統計データベース』(<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>, last access 2007.4.23)
 駒村康平(2005)、『生活保障改革・障害者の所得保障』国立社会保障・人口問題研究所

- 所編『社会保障制度改革——日本と諸外国の選択』東京大学出版会
- 佐藤俊樹(2002), 『不平等社会日本——さよなら総中流』中央公論新社
- 柴田謙治(1997), 『イギリスにおける貧困問題の動向——「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって』『海外社会保障情報』No.118, pp. 4-17
- 橋本俊昭・浦川邦夫(2006), 『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 中川清(2002), 『生活保護の対象と貧困問題の変化』『社会福祉研究』83号
- 浜田浩児(2007), 『所得格差の固定性の計測』『季刊家計経済研究』No.73, pp. 86-94
- 樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・坂島隆介・川出真清・坂本和靖(2003), 『パネルデータに見る所得階層の固定性と意識変化』樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
- 平岡公一編(2001), 『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会
- 藤本武(1985), 『資本主義と労働者階級——イギリスにおける貧乏小史』法律文化社
- 山田篤裕(2000), 『社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位』国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会
- 山田篤裕(2005), 『日本における高齢者の相対的貧困・低所得の分析——公的年金制度とそれ以外の所得要素の影響』『日本年金学會誌』第25号, pp. 60-70
- Boarini, Romina & Marco Mira d'Ercole (2006), "Measures of Material Deprivation in OECD Countries", *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No.37 (DELSA/ELSA/WP 1(2006)8)
- European Commission(2006), *Joint report on social protection and social inclusion 2006*
- Förster, Michael & Marco Mira d'Ercole(2005), "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second-Half of the 1990s", *OECD Social Employment and Migration Working Papers*, No.22, DELSA/ELSA/WP/SEM(2005)1
- OECD(2005), *Extending Opportunities: How Active Social Policy Can Benefit Us All*
- OECD(2006a), 『対日経済審査報告書』
- OECD(2006b), *Economic Survey of Japan 2006*, <http://www.oecd.org/>
- Rowntree, Joseph(1901), *Poverty: A Study of Town Life*
- Townsend, Peter(1993), *International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf
- Whelan, Christopher, Richard Layte, Bertrand Maitre and Brian Nolan(2002), 'Income Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union', in Muffels, Tsakloglou and Mayes(2002), *Social Exclusion in European Welfare States*, Edward Elgar, pp. 183-201

繁栄の時代におけるオーストラリア平等主義の変容

ピーター・サンダース

■ 要約

オーストラリアは、平等主義が浸透しており、「公平な扱い」(‘Fair Go’)の原則が広く支持されている。しかし、1980年代から90年代初頭にかけて所得の不平等が増大し、それは1994-95年から2002-03年の間にもペースは比較的穏やかになったものの継続した。しかし、2003-04年の調査で調査方法が大きく変更されたため、長期的にトレンドを追うことができなくなり、これは憂慮すべき問題である。国際比較によると、2000年前後においてオーストラリアは所得分配の平等という点では中位に位置づけられ、所得の再分配の程度という点では低くランクされている。

オーストラリア国民は現在あると考えられる不平等の水準よりも低い水準の不平等を強く支持していると思われるが、不平等の認識は少なくともある点で極めて不正確であると思われる証左がある。他国のデータに照らしてみると、所得の再分配に対する国民の支持水準は既存の所得格差に対する国民の反対よりも低く、また分配の最下位層における不平等性についての国民の懸念は最上位層における不平等性についてのそれよりも大きい。さらに、原則的にはより一層の平等を支持するが、経済成長と将来的繁栄に悪影響を及ぼすことが懸念されるため実際には反対する「消極的な反平等主義者」のかなり大きなグループが存在すると思われる。これは、広く行きわたっている新リベラル主義的自由市場イデオロギーが支配してきた分野の1つである。

■ キーワード

所得格差、オーストラリア

1. はじめに

オーストラリアは平等主義の国であると広くみなされている。すなわち、「公平な扱い」(‘Fair Go’)の原則が人々によって支持され、政府によって実践されてきた国である。10年以上前、政治学者のElaine Thompsonは、その著書の中で、オーストラリアの平等主義を「オーストラリアの民主主義の組織、定義、そして私たち自身の定義をも形作ってきた」概念であると表現している(Thompson, 1994: 250)。その平等主義信奉はオーストラリア特有のものともみられがちだが、多くの裕福な民主主義においては「強い平等主義への同感」(Myles, 2006: 150)を示している。ただし、こうした同感がある一

方で、現実の不平等性と、認識されている不平等性の両方について国によって大きな開きが存在する。オーストラリアの政治指導者たちは、オーストラリアが国として象徴しているもの、国民によって尊重されるべきものを定義する際、「公平な扱い」の重要性を強調するが、それが実践の場で何を意味するか、実現するためにどのような対策をとるべきか、そしてその意味がどのように、なぜ変容したかについてはほとんど議論されていない。

過去10年間において、オーストラリアでは、社会福祉給付金の削減と給付制限、そして高収入世帯への課税の実質的引下げが行われてきた。これらが示唆するのは、「新平等主義」(‘new

egalitarianism')を反映する方向へ租税移転制度が次第に収斂しつつあるということである——少なくとも所得の分配という点に関してはそのように言うことができる。最近の改革の目指す慎重な目標は、経済的に成功した者には金銭的により多くの見返りを与え、経済的に自立できない者あるいは自立を目指して苦勞している者には一層の勞苦を与えるというものになってきている。

こうした背景を前提に、本稿では、オーストラリアの所得分配について幾つかの側面を検討する。平等主義の範囲は非常に広範だが、生活水準への影響という意味でのその役割の重要性と、政策決定者が関心を持っているという点で、所得に注目することは十分に意味があると思われる。また、政策手段の多くは所得の分配の仕方に関係しており、この分野が政策の実施状況を観察し、その影響を評価するのに最も適している。なお、不平等性に関するほとんどの統計指標は富める者とそうでない者の間の縦の(世代間)不平等と再分配に焦点が当てられているので、本稿の対象もこの次元の不平等性に限定することにする。ただし、ほかの次元(横の(世代内)不平等やライフサイクルにおける不平等)も重要な問題であることは改めて言うまでもない。

経済学者によれば、不平等の増大は高度な技能をもつ労働者に対する需要の増大とそうでない労働力の供給の増大という組み合わせに反映される、グローバル経済の動向に起因する。それによって高給与所得者と、低給与所得者——個人所得の大部分を占める所得——に開きが生じてきているのだという。この見方は、企業の経営層の給与が右肩上がりなのに対し、開発途上諸国の安い労働力との競争が激化した結果、自らの雇用がますます不安定化している多くの普通の労働者の心に訴えるものがある。

しかしながら、たとえこの見解が正しいとしても、なぜ市場における(税引き前、移転前)の不平等の

増大が、それを阻止するための政策手段がありながら最終的な(税引き後、移転後の)不平等の増大につながるのかという疑問には依然として答えたことにならない。平等主義の輪郭が恒久的に作り変えられようとしているのか、それとも新リベラル経済政策(市場主義・介入批判)の一時的な影響を受けているのか?この問題を考える上で重要なのは、1990年代初頭以来の持続的な経済成長の結果、大部分の国民の実質所得が増大したという事実を認識することである。富めるものも、貧しいものも所得が上昇したことにより、ロビン・フッドのように富を再分配する必要性が薄れたのである。次第に政策の焦点はかつてなく大きなケーキを焼くということに当てられるようになり、どうすればそれを最も上手く分配できるかには意識が向けられなくなってきた。こうした転換は経済成長が持続し国民の大部分の実質所得が上昇し続ける限り変わらないと思われるが、同時に、政策の先行きは、増大する経済的不平等がどの程度社会的な格差の増大として現れてくるか、さらには、再分配に対する支持が変化したか、変化したとしたらどのように変化したかといった点を含め、平等というものに対する社会の考え方如何によっても異なってくる。

こうした問題をオーストラリアの背景の中で検討するにあたって、本稿では3つの大きな課題を掘り下げて考えていく。すなわち第1に、入手したデータはオーストラリアにおける最近の経済的不平等の変容に関して何を物語っているか?第2に、所得と生活水準の間にはどの程度強い関連性があるか、そして観察された所得分配の変化が社会に及ぼす影響にとって、それは何を意味しているか?第3に、不平等に対する国民の態度はどのようなもので、それらは変容したのか、そしてそれは経済的不平等に対して起こっていることが積極的に支持されている(または消極的に受容されている)ことを示しているのか?これらの3つの具体的な問題を(第3節から第5節で)検討する前に、次

節では、より詳細な議論を展開する前提として、平等に対するオーストラリアの伝統的なアプローチを概観しておくことにする。

2. 分配と再分配のメカニズム

所得の分配と再分配に関する経済学的研究のほとんどは、まず不平等性のパターンを検証し、その上で市場原理によってもたらされる不平等の緩和に政府の課税政策と所得移転政策が果たす役割を調査しているが、その際、政府による課税ならびに移転前の所得の分配(市場所得による当初分配)と、課税・移転後の分配(可処分所得の最終的分配)との比較がなされている。しかしながら、こうした比較は「反事実的問題」を含んでいるため、問題がある。すなわち、そこでは政府の課税・移転制度が廃止された場合に分配がどのように変化するかという点を考慮することなく、(観察された)「政府の介在する」分配において現に受け取られた給付金と現に支払われた税金を差し引くことによって、(観察されていない)「政府の介在しない」分配が求められることを前提にしているからである。しかし、人々の行動は課税と移転に反応して変化する以上(そのことは、少なくとも少数の人々については現に確認されている)、「前と後」の分配を単純に比較するだけでは政策の分配への影響を正確に推定することは不可能である。

こうした問題にもかかわらず、「財政帰着」研究は、国内的および国際的なさまざまな課税・移転制度の有効性の推定に多大な影響を与えてきた。特に、国際比較研究では、諸国が経済的平等を達成するために如何にさまざまな戦略を採用してきたかを示し、さらに観察された結果を基に各国の成功度のランキングを付けるのに大きな影響を及ぼしてきたのである。国別の調査では、福祉給付の範囲と豊富さにおける国々の多様性に基づいて福祉国家を区別しながら、国内福祉制度の性質の相違に照らして広範な体制を確認した(Esping-

Andersen, 1990)。その結果、傾向として示されたのは、オーストラリアは日本と同様に再分配の努力という面では比較的低い方にランクされるが、所得分配における平等性という面ではトップに近いところに位置づけられるという点であった。

この結果が示唆するのは、両国とも当初所得を再分配する課税・移転政策に依拠するよりも主に所得の当初分配に影響力を及ぼすことによって平等を達成する政策を追求してきたということである。しかしながら、所得分配に関する最近の比較研究が示すように、オーストラリアも日本もかつての研究が示すほど平等ではなく、また、ここ数十年の間に不平等が増大してきているということにも留意しておく必要がある¹⁾。

広範囲に及ぶ(多額の)課税・移転制度に依拠することなく経済的不平等を縮小するためにオーストラリアが伝統的に採ってきた戦略は、次の4つの基本要素から成っている。すなわち、

1. 労働市場への広範囲に及ぶ介入。特に、実質賃金を維持し、賃金格差(比較賃金の公正: 'comparative wage justice')を是正するために設置された準司法的な機関である労務関係委員会(Industrial Relations Commission)(仲裁)による定期的な賃金見直し。
2. 資力調査に基づく極めて限定的な福祉制度。一般財源から、収入調査の結果によって分類された所得別の定額給付(社会保険の役割はない)。
3. (連邦)政府の財源として累進所得税への大きな依存。
4. 税の軽減による住宅所有の奨励、および無料の公的医療と多くの場合医師による無料医療(バルク・ビリング)を提供する国民医療保障制度(メディケア制度)。

全体として、最初の3つの政策は当初所得の相対的に平等な分配(賃金が市場所得の最大の構成要素であるため)を実現し、また政府による給付と

表1 再分配戦略と新リベラル政策の対応

伝統的アプローチ	新たな圧力	政策対応
中央政府による賃金認定	労働市場における非柔軟性, 高い最低賃金と高い(長期)失業率	「職業選択」——労働市場の規制緩和と労働組合の役割の後退
資力調査による(対象限定)給付制度	「福祉依存」とコスト増大, EMTR(貧困の罟)	相互的義務——資格条件として就労要件を強制
高度な累進所得税制度	担税力の限度, 高い限界税率 →負の誘因効果	税制改革と物品・サービス税——「中流階級」の大幅な所得税減税
住宅所有と無料保健医療	労働力の可動性制限, 住宅供給価格問題と持続不可能な保健医療費の急増	住宅供給の責任転嫁, 医療保健財源の民営化(民間健康保険のリポート)

課税が所得を対象としているために、高い再分配をもたらしてきた。給付額は国際的な水準に比べて相対的に低い(老齢年金は現在平均収入の25%を維持しているものの、ほかの多くのOECD諸国の年金代替率を大きく下回っている)が、住宅の所有率と無料ないし高額補助による医療保健サービスの利用率が高く、それによって生活に最低限必要なものにかかるコストが抑えられ、限られた所得をほかのニーズに割り当てることができた(とりわけ定年退職者に当てはまる)。

上記の戦略はグローバリゼーションに伴う圧力と新リベラル政策の市場重視型対応——国家の介入を減らし、市場原理の役割を拡大しようとする施策——の結果、徐々に巻き戻されてきた。上記の4つの各次元におけるこうした傾向に伴う要因とそれに対する対応を表1にまとめた。これらの政策動向が過去の政策が拠って立つ基盤を弱体化することによって、オーストラリアの平等主義に大きな脅威を与えている。主導的取り組みの幾つかはまだ新しく、今後も変更が加えられると思われる(特に「職業選択」の新規立法と「福祉から就労へ」(‘welfare to work’)の相互義務変革に関する最近のラウンド)が、政府による介入の減少と規制緩和された市場原理の影響の増大には幅広い効果が生じている。

これらの変革のすべての影響を評価するには時期が早い——その幾つかは1年に満たない——

が、改革派(経済面と雇用面での望ましい効果を強調する)と反対派(不平等、貧困問題、貧困層への直接的影響を懸念する)の間では、すでに激しい議論が展開されている。しかし、現在においても明らかとなってきた1つの影響は所得分配への影響であるので、この問題を次に検討することにする。

3. オーストラリアにおける経済的不平等の諸次元

所得分配は不平等の数多くある次元の1つに過ぎないことを最初に確認しておくことが重要である。経済学者は経済的状況の主要な決定要因としての所得の重要性を強調してきたが、その影響は「富の保有状態」や「社会賃金規定」(教育、医療保健)の補償範囲と豊かさによって緩和されるものである。これらはいずれも現在の所得で生活に必要なものを賄わなければならないというプレッシャーを緩和する。そして、多くの人は所得分配の面で更なる平等を実現することよりも、「機会の平等」の方が適切な政策目標であると考えている(Argy, 2006)。もう1つの重要な要因は「所得動態」であるが、この点に関する情報は長期間にわたる新しい「オーストラリアにおける世帯、収入および労働動態」(*Household, Income and Labour Dynamics in Australia, HILDA*)調査(Headley, Warren and Harding, 2006)から得られるようになったばかりだ。

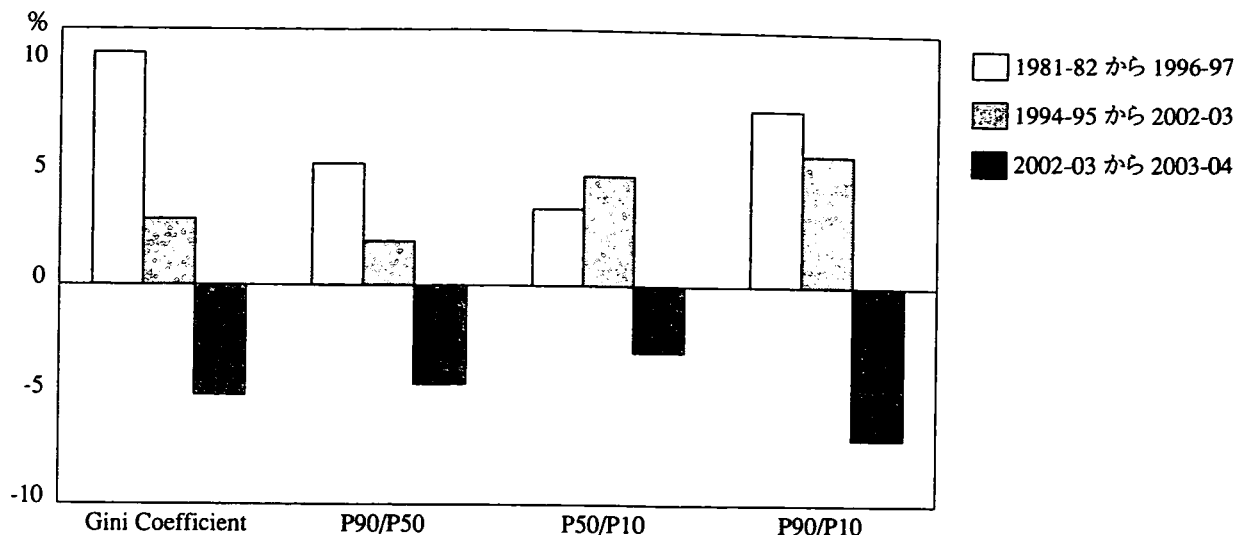


図1 所得配分のトレンド：1981-2から2003-4(%変化)

こうした所得以外の要因のもつ役割はここでは検討しないが、潜在的にはそれらも経済的不平等の全体像に重要な影響を与えうることを忘れてはならない。

国内動向

オーストラリアのほとんどの所得分配研究は、オーストラリア統計局 (ABS) が過去25年間にわたり実施したABS世帯所得調査で収集されたデータを利用している。したがって、データの品質の問題を検討する際は、当然ながらこのデータが対象となる²⁾。ABSは折にふれてその所得統計の信頼性、特に分配の最底辺の人々のデータについて懸念を表明してきた (ABS, 2002) が、近年の調査でも社会保障関連収入の過小報告を (説明のないまま) 上方修正し、それに合わせて原データを調整している (ABS, 2003a; Pietsch, McColl and Saunders, 2006)。

ABSは現在入手可能である最新の調査 (2003-04) で、データ品質と範囲を改善する努力の一環としてデータの収集方法に一連の変更を導入した³⁾。これには継続的な「労働力調査」 (Labour Force Survey, LFS) に追加する代わりに独立の調査を実施するという従前 (1994-95以前) の慣行に立ち戻

ることも含まれる。また、自営業や投資所得を推定するために一層詳細な質問が導入され、前年から「変更がない」ことを前提に当年の年間所得を推定するという従前の慣行が、回答者に直接当年の投資所得の推計を求める方式に置き換えられている。

こうした変更が示唆するデータ上の限界はあるが、たとえそれによって得られる全体像が不完全だとしても、不平等性の変容という点についてデータが何を示唆しているかを断定することは重要である。そしてその試みが、最新の公式ABS報告書 (ABS, 2005) と家族・コミュニティサービス省の委託を受けたメルボルン研究所 (MI) によって実施された調査研究の結果を基に行なわれた (Johnson and Wilkins, 2006)。これらの2つの研究はいずれも、1981-82年 (データがユニット・レコード・ファイル形式で入手できる、最初の所得調査) から2003-04年までの所得分配の変容を包括的に描くものである⁴⁾。

調査期間における不平等の主な変容は図1に示すとおりである。この図では変容全体をさらに次の3つの期間に細分化している。すなわち、1981-82年から1996-97年 (MI研究で対象とされた標本期間)、1994-95年から2002-03年 (データが一貫していて、推定値を直接比較できる期間)、お

よび2002-03年から2003-04年（ABSが導入した変更の最新状況を表す）である。結果は、1980年代と1990年代を通じて所得の不平等性は増大している一方で、1990年代半ば以降、変化の速度が遅くなったことを示している。また、重複する年の方法論による相違を大まかに調整した結果、1981-82年から2002-03年にかけてP90/P10比率が約6分の1（16.4パーセント）増大したことが示されている。これはオーストラリアの歴史的な経験という意味でも、不平等性の国際的な相違（下記参照）との関連でも、非常に実質的な増大である。

こうした一般的な認識とは反対に、ABSの調査結果は次のことを示唆している。すなわち近年、分配の最上層における不平等の成長率（P90/P50は2.4パーセント上昇）は最下層におけるそれ（P50/P10は6.9パーセント上昇）よりも低いということである。これは、世帯所得の中央値が実質ベースで上昇しているのに対し、P10所得（福祉給付金に大きく左右される）が実質ベースで変化がないという事実を反映したものである——理由は給付金額が物価変動にのみ連動していることによる。

図1に示された調査結果で最も顕著なのは、ABSが調査方法を変更した2002-03年から2003-04年にかけての不平等性の急激な低下である。この1年間に、5分位で最下層の世帯は13パーセント実質所得が増大している——これは、彼らがその前の8年間を通じて経験した合計増大率（10.5パーセント）よりも高い数値である。さらに、P90/P10比率はほぼ10パーセント（4.0から3.7に）下降し、1994-95年の水準以下に戻っている。観測された不平等値のこの顕著な下降が上記の調査手法の変更によるものと決定するのは早計である。判断は不可能であるかもしれない。

ABSがそう確信するように、もし2003-04年の所得不平等が1990年代半ばのそれとさほど変わらないというのが本当だとすれば、このことは現行の政府による新リベラル経済・社会改革の所得分配

への影響という点で重要な意味を持つことになる。これらの改革が実質所得の上昇を生み出す一方で所得の不平等をも増大させたという懸念が的外れなのかどうか、あるいは所得統計の一貫性が、まさにその問題が社会の注目を集めつつある時に不平等性の動向を事実上確定できなくするほどに損なわれたということなのかは不明である。明らかなことは、オーストラリアにおける所得分配の最近の変容について何らかの確定的な結論に近づくためには、新たなデータと更なる調査が必要だということである。オーストラリアの平等主義はもしかしたら変容しつつあるのかもしれないが、現在あるデータからそれを断定することは極めて困難である。

国際的にオーストラリアは現在どの位置にいるか所得分配を国際的に比較することによって、その国別の違いと不平等性に寄与する要因をより深く洞察することができる⁵⁾。ルクセンブルク所得調査(LIS)などのプロジェクトは、世帯レベルの国別データに標準的な概念・定義枠組を設定し、標準化されたデータを分析に利用できるようにすることによって、データ品質の新たな基準を設定した(Atkinson, 2004)⁶⁾。OECDは各国の情報提供者が作成した推計——パターンと動向を比較分析する共通のフォーマットによるもの——を基に、異なるアプローチを追求してきた(Förster and Pearson, 2002; Förster and d'Ercole, 2005)。LISデータベースに基づく研究とOECDによって行なわれた調査は、政策手段の影響を含め、不平等性に寄与する要因の国別相違を比較・評価する際の貴重な尺度を提供するものである。

表2は、最近のOECD調査を含む情報を要約したものである。これらは世帯予算と生活状況の調査と、場合によっては国立研究機関および統計機関が導き出した行政的データに基づいている⁷⁾。最初の2つの列には各国のジニ係数とP90/P10